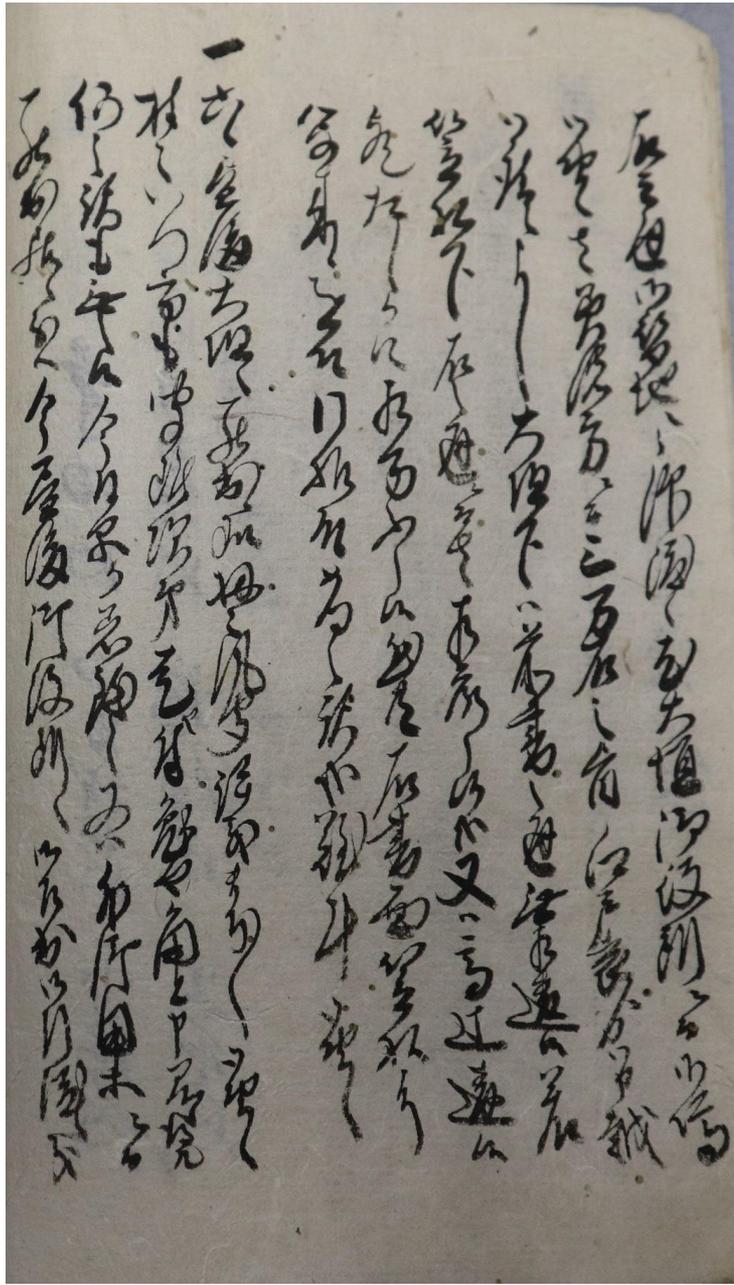


享和三年癸亥十一月
同 四年諸日記付込有之

大垣御預所より安藤対馬守様御替地ニ
御引渡相成候一件日記

子三月より二冊目ニ有 小西郷村庄屋
市左衛門扣



右之通御替地ニ被仰渡候、尤大垣御役所ニ而御噂

御座候は、美濃方ニ而三万石之旨江戸表より御申越

御座候よし、大垣下ハ前書之通無相違候、若

笠松下右之通ニ而は相落し候哉、又ハ高辻違候

敷、たしかに相分不申候、然共右書面笠松より

写来候を以同様故、如何之訳哉難計御座候

一六日昼後、大垣へ罷出候处、扱々風聞評義まちまち御座候、

村々いつても聞付次第走せ付、兎や角と申居候得共、

何之訳も無之候、今日早ク着致候又ハ外御用等ニ而

罷出居候分ハ、今昼後御役所へ御召出御引渡之義、

御意ニ御座候
又、何ヶ相談も可有之と存、逗留いたし候もあり、扱々
いつれも十方暮レ居申候、手前義も七ツ頃着致候、
下西郷村同道故申合、先御役所へ罷出候処、今日ハ
遅く候間、明日罷出候様、御代官様被仰聞候ニ付、
夫より手前ハ御代官御懸り様井道茂十郎様宅へ
罷出、一通り申上、此上なから万事よろしく
奉願上候段申上ケ帰り候、御役所ニ而も、井道様ニ而も
久敷相馴染候義、引替相成候段、甚以氣之毒之段、
御意ニ御座候
一七日、御役所へ、昨日相残り申候村々八ヶ村計御座候而、
罷出候処、西ノ間御白洲へ被召出、宮崎様より

被仰渡候よしニ候、夫故大方相濟帰り申候ものも有之、

又ハ何ヶ相談も可有之と存、逗留いたし候もあり、扱々

いつれも十方暮レ居申候、手前義も七ツ頃着致候、

下西郷村同道故申合、先御役所へ罷出候処、今日ハ

遅く候間、明日罷出候様、御代官様被仰聞候ニ付、

夫より手前ハ御代官御懸り様井道茂十郎様宅へ

罷出、一通り申上、此上なから万事よろしく

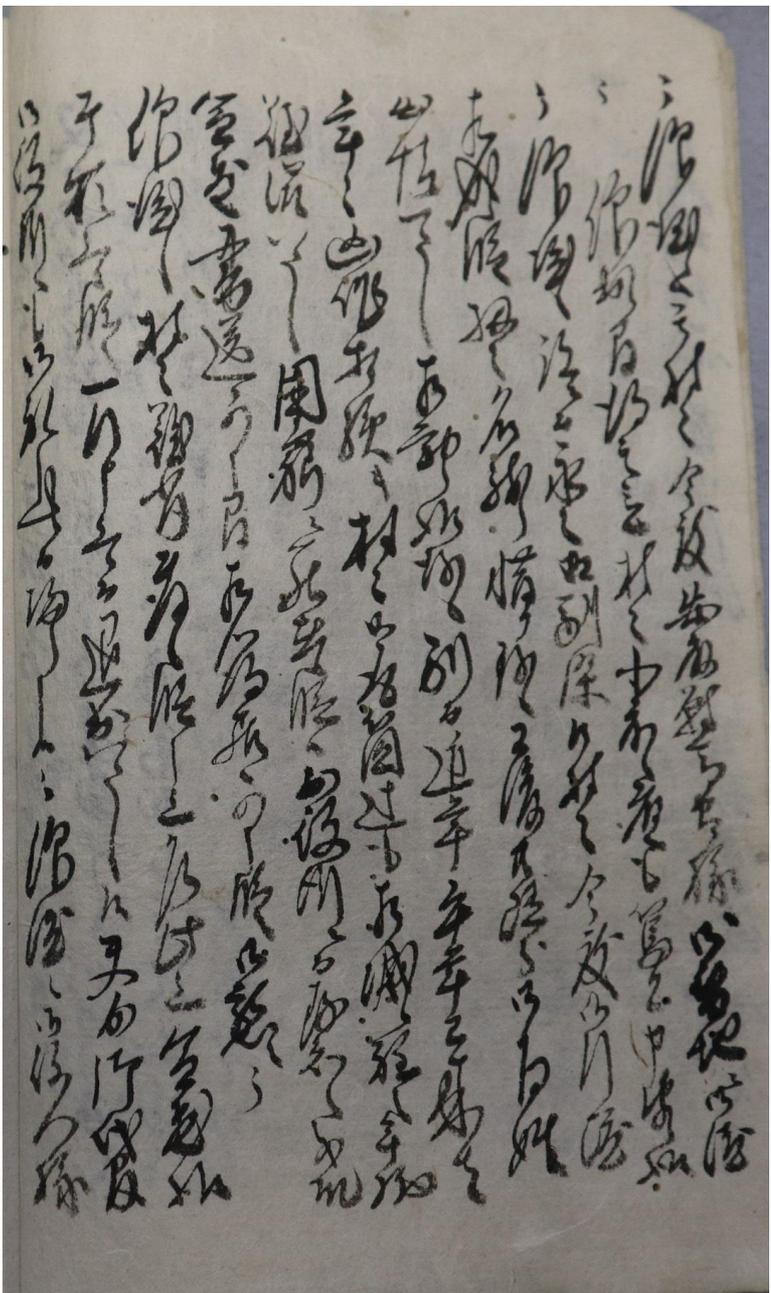
奉願上候段申上ケ帰り候、御役所ニ而も、井道様ニ而も

久敷相馴染候義、引替相成候段、甚以氣之毒之段、

御意ニ御座候

一七日、御役所へ、昨日相残り申候村々八ヶ村計御座候而、

罷出候処、西ノ間御白洲へ被召出、宮崎様より



被仰渡候ハ、其村々今度安藤対馬守様へ御替地ニ御渡

被仰出候間、得其意村々小前之者へも篤と申聞候様、

被仰渡候、跡ニ而永々相馴染候村々、今度御引渡

相成候段、扱々名残り惜ク存候、已後共随分御百姓

出情(精)いたし相勤候様存候、別而近年午年已来は

年々凶作相続キ、村々御取箇辻も相減候程之年柄、

難渋いたし困窮ニ罷在候段ハ、於役所ニ而存知候義故、

宜敷書送可申間、相心得居可申段御懇ニ被

仰渡候、村々難有奉存候段申上、乍此上宜敷様

奉願上候段、一同申上候而、退出いたし候、夫より御代官

御役所へも御礼申上候而、帰り申候、被仰渡候御役人様

右之通
 郡御奉行様ニ
 宮崎治郎兵衛様
 水上彦太夫様
 山岸万右衛門様
 御代官様
 井道茂十郎様
 御書付被遊候也
 一七日仰渡相濟候後、左平治義ハ先立帰り、村方へ

左之通

郡御奉行様ニは

宮崎治郎兵衛様

水上彦太夫様

山岸万右衛門様

御代官様は

井道茂十郎様

右之通、外御書記役御手代衆壱人、村々名前ヲ

御書付被遊候也

一七日仰渡相濟候後、左平治義ハ先立帰り、村方へ

一 八日、昨日より大垣止宿之村々寄候相談も有之候得とも、
取べり候義も出来不申、夫故御代官様方并御勘定方
御元々方へ相廻り御引渡ニ相成候而も何ケ御苦勞も
可申候間、宜御願申上候旨申置候、いつれも(之)様ニ而も
名残惜存候段、御懇被仰聞候、且御願申上候事も
御座候ハ、何成共申出候様被仰聞候、尤之筋ニさへ
相成候得ハ、可相成丈ハ御聞濟被下候振合被仰下候、先

被仰渡候趣申達、尚又御引渡ニ付、可然願筋も

存付有之候ハ、相談致被呉候様申遣候、市左衛門ハ

着いたし大垣止宿之村々取々相談も仕置、

相残り止宿いたし候

一 八日、昨日より大垣止宿之村々寄候相談も有之候得とも、

取べり候義も出来不申、夫故御代官様方并御勘定方

御元々方へ相廻り御引渡ニ相成候而も何ケ御苦勞も

可申候間、宜御願申上候旨申置候、いつれも(之)様ニ而も

名残惜存候段、御懇被仰聞候、且御願申上候事も

御座候ハ、何成共申出候様被仰聞候、尤之筋ニさへ

相成候得ハ、可相成丈ハ御聞濟被下候振合被仰下候、先

一 今度尤之筋ニ而村方為ニも相成候願筋ハ、御聞届ケ
 可被下哉之趣ニ付、村方へも相談いたし、左之通御懸り
 御代官様へ御伺申上候而、願書差出候様被仰聞候ハ、
 可相願と存候、下書、左之通
 乍恐奉伺上候口上之覚
 一 当村社地ニ社頭之火となし候者差置申候
 (以下略 五か条にわたる願いの草案を書いた)

今日ハ帰宅いたし可申候と存候

一同日四ツ頃、弥藤治大垣へ被参候、昨夜村方五人組

相談有之候得共、為指事も無之段被申聞候故、

同道ニ而帰宅いたし候

一 今度尤之筋ニ而村方為ニも相成候願筋ハ、御聞届ケ

可被下哉之趣ニ付、村方へも相談いたし、左之通御懸り

御代官様へ御伺申上候而、願書差出候様被仰聞候ハ、

可相願と存候、下書、左之通

乍恐奉伺上候口上之覚

一 当村社地ニ社頭之火となし候者差置申候

(以下略 五か条にわたる願いの草案を書いた)

この日記を書いた人物は、方県郡小西郷村（現在岐阜市小西郷）で庄屋を務めていた、小島家第十代当主の市左衛門です。

享和三年（一八〇三）は、磐城平藩主安藤信成の旧領が復活した年に当たります。信成は、父信尹の不行跡により加納から磐城平へ移封となり、宝暦六年（一七五六）美濃国内の所領を召し上げられました。六万五千石から五万石への減封です。

これまで安藤家領であった小西郷村は、幕府領（大垣藩預り地）となり、大垣の郡奉行や代官の支配を受けます。しかし再び安藤家へ引き渡される噂が、享和三年の春頃から飛び交い、関係する村々は落ち着かなくなり、安藤家支配の時に、年貢とは別に夫米を徴集された苦い経緯があるからです。市左衛門は、大垣藩預り地から安藤家私領となる経緯を日記に書き留めました。小島家の末代へ伝えていこうという意思があつたかもしれませぬ。市左衛門の日記から、次の四つのことが分かります。

① 領主交替の第一報は、笠松の郡代役所へ入つた。笠松役所は関係する村役人呼び出して私領替えを言い渡した。そのため色々な噂が飛び交つた。

② 次に大垣藩預役所が支配する村役人（主に庄屋）を呼び出して、新しい領主の名前を知らせた。小西郷村は、十一月七日に伝えられた。

③ 大垣藩預役所の役人と支配下の村役人は、四十七年間付き合ってきたことで親しくなり、今回の引渡で名残惜しきを感じるようになっていた。

④ 新しい領主へ「書き送り」という形で引き継ぎがあつた。大垣藩の担当者、筋が通っている願い事であれば聞き届けると村役人へ伝えた。（小西郷村は五か条にわたる出願を考えています）

語句の意味

高辻：年貢として納めるべき分米や石高の合計。（分米は、検地によって定められた耕地の石高）

逗留：旅先などに一定期間とどまること。滞在。大垣藩預り所の村役人が公用で大垣へ出張した時は、所定の郷宿で泊まった。

十方暮れ（じっぽうくれ）：空がどんよりと曇っていて暗いこと。心が暗く、重くふさがること。

七ツ：夕七ツ。現在の午後四時から六時の間。

近年午年：享和三年は亥年であることから、近年の午年は寛政十年（一七九八）に当たる。

懇（ねんごろ）：うちとける。親しくする。

振合：その場の具合。都合。状況。